

## 三条市内の空き家等の現状について

令和2年10月31日現在

## 1. 空き家の状況(環境課把握分)

		改善済	不明	未改善
空家等	119	18	81	20
特定空家等	225	128	0	97
空家総数	344	146	81	117

うち  
相続放棄  
8件

## ※空家等の定義

- ・空家等：建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
- ・特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

## 2. 地区別の状況

	空家	特定空家		空家総数	世帯数 (R2.9.30時点)	備考
		改善済	未改善			
三条	103	106	71	280	30,458	
東	12	21	13	46		興野、東三条など
南	21	17	14	52		四日町、新保など
西	18	12	12	42		島田、直江町など
中	11	8	4	23		本町、元町など
北	8	11	8	27		裏館、石上など
井栗	9	11	3	23		
本成寺	7	9	4	20		
大崎	12	13	11	36		
保内	4	3	1	8		
大島	1	1	1	3		
栄	8	11	13	32	3,251	
下田	8	11	13	32	2,892	
計	119	128	97	344	36,601	

## 3. 年度別の空き家・空き地把握件数

	空家	空地	計
H30	43	39	82
R1	40	48	88
R2	43	33	76
計	126	120	246

※R2.10.31時点

## 4. 検討課題

- (1)危険度が高い空家における相続放棄物件について  
相続人全員が相続放棄する相続人不在の空家等が増えてきている。  
その中で、未改善の特定空家のうち、危険度の高い空家が3件ある。  
(台帳No.14籠場、No.60西裏館1丁目、No.117島田1丁目)
- (2)空き家の未然防止について  
空き家及び空地の苦情が毎年多く発生しており、今後も増えていくことが想定される。  
今後は、空き家等が発生した後の対応だけではなく、発生抑制につなげる取組に力を入れる必要がある。